

○区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則

昭和49年3月30日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、区長の権限に属する事務の一部を豊島区教育委員会（以下「教育委員会」という。）若しくは教育長に委任し、又は教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させることについて必要な事項を定めるものとする。

（令2規則27・一部改正）

(委任事務)

第2条 次に掲げる事務は、教育委員会に委任する。

(1) 豊島区立子どもスキップ条例（平成17年豊島区条例第49号）第3条各号に掲げる子どもスキップの事業

(2) 前号に掲げるもののほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する放課後児童健全育成事業に関すること。

2 次に掲げる事務は、教育長に委任する。

(1) 区立学校の所掌に係る事務に関する契約のうち、予定価格が50万円以下の工事請負契約

(2) 区立学校の所掌に係る事項に関する契約のうち、予定価格が50万円以下の物品の買入れ及び修理に関する契約

(3) 区立学校の所掌に係る事項に関する契約のうち、予定価格が50万円以下の業務委託

(4) 区立学校の所掌に係る事項に関する契約のうち、予定価格が50万円以下の印刷・製本の請負

(5) 区立学校の所掌に係る事項に関する契約のうち、1件の予定価格が40万円以下の物件の借上げ

(6) 第2号に掲げるもののほか、区立学校の所掌に係る事務に関する契約のうち、予定価格が200万円未満の教師用教科書、指導書及び学校図書用図書の買入れに関する契約
(昭51規則28・昭62規則9・平23規則39・平27規則41・平29規則40・令2規則

27・一部改正)

(7) 第2号又は第3号に掲げるもののほか、区立学校の所掌に係る事務に関する契約のうち、学校給食に係る給食物資の調達に関する契約

(補助執行事務)

第3条 次に掲げる事務は、教育委員会事務局職員に補助執行させる。

(1) 教育委員会の所掌に係る事項に関する事務のうち、次に掲げる事項

ア 豊島区契約事務規則（昭和39年豊島区規則第24号。以下この号において「契約事務規則」という。）第3条の2第1項に規定する契約に関すること。

イ 契約事務規則第58条に規定する検査に関すること。

ウ 契約事務規則第74条に規定する契約の締結の請求に関すること。

(2) 豊島区立幼稚園条例（昭和44年豊島区条例第37号）に基づく使用料等の徴収、減免及び還付に関する事務

(3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下この号において「法」という。）に規定する事務のうち、次に掲げるもの

ア 法第30条の11に規定する支給に関する事務

イ 法第31条、第32条、第35条、第37条から第40条まで、第58条の2、第58条の5及び第58条の7から第58条の10までに規定する確認に関する事務

ウ 法第59条第1項第3号イの規定による区が定める費用の助成に関する事務

(4) 豊島区外国人学校児童、生徒保護者負担軽減補助金交付要綱（昭和56年5月2日区長決裁）に基づく外国人学校に関する事務

(5) 豊島区立学校設備使用条例（昭和33年豊島区条例第6号）に基づく使用料の徴収、減免及び還付に関する事務

(昭51規則50・昭61規則4・昭62規則9・平4規則5・平9規則2・平26規則35・

平27規則62・平29規則40・令元規則22・令元規則35・令2規則27・一部改正)

附 則

1 この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

2 豊島区立学校の所掌に係る事項に関する契約の委任に関する規則（昭和40年豊島区規則第33号）は、廃止する。

附 則（昭和51年5月29日規則第28号）

この規則は、昭和51年6月1日から施行する。

附 則（昭和51年8月25日規則第50号）

この規則は、昭和51年9月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日規則第4号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年 3 月 23 日規則第 9 号）

この規則は、昭和62年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 30 日規則第 5 号）

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日規則第 2 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 4 月 7 日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 3 月 31 日規則第35号）

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月 31 日規則第41号）

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 6 月 1 日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第 3 条第 3 号の規定は、平成26年10月 1 日から適用する。

附 則（平成29年 3 月 31 日規則第40号）

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 26 日規則第22号）

- 1 この規則は、令和元年10月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 教育長及び教育委員会事務局職員は、豊島区子ども・子育て支援法等の施行に関する規則の一部を改正する規則（令和元年豊島区規則第14号）附則第 2 項に規定する準備行為を、施行日前においても補助執行することができる。

附 則（令和元年10月30日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第 3 条第 3 号の規定は、令和元年10月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 26 日規則第27号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、この規則による改正後の区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第 1 条（区長の権限に属する事務の一部を豊島区教育委員会又は教育長に委任する部分に限る。）及び第 2 条（同条第 2 項第 6 号に係る部分を除く。）の規定は、平成29年 4 月 1 日から適用する。